

押印を求める手続の見直し等のための経済産業関係省令の 一部を改正する省令について

令和2年12月28日に「押印を求める手続の見直し等のための経済産業関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行されました。これにより、主任技術者免状、認定電気工事従事者認定証交付申請等に添付する実務経験証明書、保安管理業務外委託申請に係る電気管理技術者の受託要件の確認書等の申請・届出手続きを除き、押印が不要となりました。詳しくは当部HPに掲載している申請・届出等の様式をご確認ください。

なお、押印が不要となりましたが、申請・届出手続き書類は、郵送または保安ネットでの提出をお願いします。